

改作法とは

これだけが取れる筈の徴税

右図は根上町の藩政時代の公租一覽表である、他村と比較しやすいように一覽表にした。

表は、明暦以前と、明暦二年と、新京枡を使つての寛文十年（一六七〇）年と三回に渡つて改正されているが、実質枡の大きさが変更されるなどで増税になっている。

当時の天下に有名な加賀の改作法は、豊凶の別が無く「これだけ採れた事にして」の徴税で、各藩が真似る位の有名な徴税方法であつた。

寛文十年の項を見て頂きたい。千三百二十五石、は取れる筈の石数、それに三十五%を掛けると、四百六拾七石余りになる、それに口米として五十二石余り取られているのが、役人や十村の取り分である。更に夫銀は米つくり以外の税金として銀で徴収されているのが分かる。

草野役は屋根葺き用の萱や薄の刈り取り税で、猟船役は途中で免除されているが、一時浜筋で漁業に従事していたらしい。

油振り売りは、当時の灯火用で、菜種油屋があつたらしい、豆腐屋もあつたし室役は、麴を作つていた事がわかる。

この表から、福島の税率は三十九%になつたし、税の銀が七百三十五目に達するなど、この税制の下で、長い藩政時代を過ごした。

喫煙室(その二)

改作法は毎年収穫量が決められている、過酷な税制であつた事は、以上でよくお解りの事と思う。

従つて、在所の世話をする、肝煎り(町内会長)は余程人格高潔で、しかも差別することなく村の政治を手落ち無く実施しなければならなかつた。

別に示したように、毎年の如く起る手取川の洪水を最小限の被害に止め、収穫を村御印の額に持つて行き、更に誰彼なく平等にしていくために人格も、押しも最高の人間でなければ出来なかつた筈である。

「せなあげ」又は「せなはぎ」と言う方言が福島に昔からあるが、この言葉は、田んぼ仕事に熱中せず、常に自分の背を伸ばしている男を叱つた時の言葉であるように思うし、またそれが女性の場合は「鍬に乳を飲ます」というような言葉があるのを見ても分かるような気がする、私だけであろうか。この言葉が「肝煎り」が、村全体の将来をよくする為に、あえて心を鬼にして言つた、改作法時代の言葉であつた。

お上に、無事米を納め、来春までの米が蓄えられた時の秋祭りは盛大なものであつたらうし、先祖の祭りや、懸案になつていた、結婚も許された時代でもあつた。